附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第●条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行開示告示」という。）第二条第五項（新銀行開示告示第四条第四項第二号及び第七条第四項第二号において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号（第一面及び第四面から第八面までに係る部分に限る。）及び新銀行開示告示第十条第四項（新銀行開示告示第十一条において準用する場合を除く。）の規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

２　新銀行開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項に規定する別紙

様式第四号（第一面から第六面までに係る部分に限る。）及び新銀行開示告示第十一条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十条第四項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項及び附則第五条第二項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3　新銀行開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項及び第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第一面及び第四面から第八面までに係る部分に限る。）、新銀行開示告示第十二条第四項（新銀行開示告示第十三条において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行開示告示第十五条第四項（新銀行開示告示第十六条において準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4　新銀行開示告示第五条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項及び新銀行開示

告示第八条第四項において読み替えて準用する新銀行開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第四号（第一面から第六面までに係る部分に限る。）、新銀行開示告示第十三条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十二条第四項の規定並びに新銀行開示告示第十六条において読み替えて準用する新銀行開示告示第十五条第四項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

5　新銀行開示告示第六条第四項及び第九条第二項に規定する別紙様式第八号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第●条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金開示告示」

という。）第二条第四項（新信金開示告示第四条第一項において準用する場合を除く。）の規定及び新信金開示告示第六条第五項（新信金開示告示第七条第四項第二号において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第四号（第一面及び第四面から第八面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

２　新信金開示告示第三条第四項（新信金開示告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定及び新信金開示告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する第六条第五項に規定する別紙様式第四号（第一面及び第四面から第八面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

３　新信金開示告示第四条第一項において読み替えて準用する新信金開示告示第二条第四項の規定、新信金開示告示第四条第二項において読み替えて準用する新信金開示告示第三条第四項の規定並びに新信金開示告示第八条第四項において読み替えて準用する新信金開示告示第六条第五項及び新信金開示告示第九条第

四項において読み替えて準用する新信金開示告示第六条第五項に規定する別紙様式第七号（第一面から第六面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

４　新信金開示告示第十条第三項に規定する別紙様式第九号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第●条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信組開示告示」という。）第二条第四項（新信組開示告示第四条第一項において準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終

了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

２　新信組開示告示第三条第四項（新信組開示告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

３　新信組開示告示第四条第一項において準用する新信組開示告示第二条第四項の規定及び新信組開示告示第四条第二項において準用する新信組開示告示第三条第四項の規定は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第●条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（以下この条において「新最終指定親会社開示告示」という。）第三条第五項（新最終指定親会社開示告示第四条第四項において準用する場合を除く。）に規

定する別紙様式第二号（第一面及び第四面から第八面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面（新最終指定親会社開示告示第三条第一項に規定する金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面をいう。以下この条において同じ。）の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成については、なお従前の例による。

２　新最終指定親会社開示告示第四条第四項において読み替えて準用する新最終指定親会社開示告示第三条第五項に規定する別紙様式第四号（第一面から第六面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成については、なお従前の例による。

３　新最終指定親会社開示告示第五条第二項に規定する別紙様式第六号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する最終指定親会社四半期（金融商品取引法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下この項において同じ。）に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成について適用し、適用日前に終了した最終指定親会社四半期に係る自己資本の充実の状況を記載した書面

の作成については、なお従前の例による。